

# 山梨県公報

第七百九十号

平成十九年

九月三日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

中小企業等協同組合法施行規程について…………… 六三七  
 土地改良区の定款の一部変更の認可…………… 六三七  
 土地収用事業の認定…………… 六三七  
 建築基準法に基づく道路位置指定…………… 六三八

### 公 告

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 六三九  
 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定…………… 六四〇  
 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定…………… 六四〇  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止…………… 六四一  
 平成十九年度製菓衛生師試験の実施…………… 六四一  
 平成十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度…………… 六四二

## 告 示

### 山梨県告示第三百十八号

山梨県知事が所管する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。)に関して、同法及び中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程(平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号)の定めるところによる。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第三百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十九年八月二十四日樫山土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第三百二十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 起業者の名称

北杜市

#### 二 事業の種類

北杜市清里駅前整備事業

#### 三 起業地

1 収用の部分 北杜市高根町大字清里地内

2 使用の部分 なし

#### 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件  
 北杜市清里駅前整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」であることから法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、国土交通省から補助金を受け財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、JR小海線清里駅前(以下「清里駅前」という。)に公共交通機関の乗降エリア及び駐車場並びに観光客等が憩う公園の整備を行うもので、土地収用法第三十二条に該当する事業である。

北杜市は、平成十六年十一月及び平成十八年三月に八町村が合併し誕生した市であり、現在、合併の際に策定した「新市建設計画」に基づき施策を進めており、

本事業は、当該計画で定めた「観光資源のネットワークづくり」の施策を具体化したものである。

北杜市のうち旧高根町は、農業と観光の町であり、特に清里高原は観光地として発展してきたが、平成五年から観光客数が減少していった。このため、旧高根町は、清里駅前を清里高原の玄関口にふさわしい施設とし、観光客の集客に資するため、平成十年から地域住民や観光客の意見及び要望を取り入れ、清里駅前周辺整備計画の策定に取り組み始めた。その後、旧高根町は、まちづくりの専門家及び宿泊施設の経営者等も交えて協議を重ね、平成十六年三月に「清里駅周辺整備基本計画」を策定し、当該計画に沿って清里駅前の整備事業に着手した。合併により北杜市となった後も旧高根町における施策は、引き続き取り組むこととしており、現在、事業を進めているところである。

本事業が完成すると、清里駅前が整備され、駅利用者等の安全性及び利便性が大いに向上することになる等本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する影響等が考えられるが、起業者は、地区住民、通勤、通学者、観光客等に対し、周知及び安全対策を行うこととしている。また、工事にあたっては、騒音、振動等の発生を抑えるため、低音重機を使用し、土曜日及び日曜日は工事を行わないこととしている等、適切な対策を講じているものと認められることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。また、北杜市教育委員会によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は見受けられない。

(三) 起業地の選定

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、適切であると認められる。以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

清里駅前は、道路、ロータリー等の整備が行われていないため、車両がスムーズに流れず、観光シーズンには交通渋滞が発生するとともに、歩道がないため、歩行者にとつては非常に危険な状況となっている。また、清里駅前には、日頃から駅を利用する地域住民及び観光客が休憩できる施設がないため、公園の整備が求められている。このようなことから、起業者が住民サービス及び地域活性化のため整備を行うものであり、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業における起業地の範囲は、公共交通機関の乗降エリア及び駐車場とする範囲を道路構造令等に従って定めており、公園とする範囲は傾斜地であることから、利用者の安全を確保する設計とするために必要な面積となっており、いずれも必要な範囲であると認められる。また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北杜市役所建設部土地政策課

山梨県告示第三百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横内正明

一 道路の位置  
笛吹市石和町上平井字御堂二八八番一

- 二 道路の幅員
- 五・〇メートル
- 三 道路の延長
- 二二・七メートル

## 公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。  
 平成十九年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 あそびじゅく	茅工房	甲府市貢川一丁目二番二三号	生活介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者
有限会社アイケア	アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
社会福祉法人 深敬園	ラ・ピエノ	南アルプス市鏡中 條九六九番地三	共同生活援助	知的障害者
社会福祉法人 共生会	ワークスペース エム	甲斐市岩森字坊沢 東一〇七九番地一	就労継続支援 A型	身体障害者（肢体不自由） 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 共生会	ワークスペース エム	甲斐市岩森字坊沢 東一〇七九番地一	就労継続支援 B型	身体障害者（肢体不自由） 知的障害者 精神障害者

社会福祉法人 甲斐市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議会居宅介護事業所	甲斐市龍地六五三六番地一	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
社会福祉法人 甲斐市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議会居宅介護事業所	甲斐市龍地六五三六番地一	行動援護	知的障害者・障害児・精神障害者
有限会社みると舎	みると舎ヘルパーステーション	甲府市住吉五丁目七番一号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンタ―甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三〇号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンタ―甲府南	甲府市増坪町二六六番地一一号	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンタ―富士吉田	富士吉田市上吉田三枚島六五三七番地	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンタ―甲斐	甲斐市篠原一六五九番地	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
社会福祉法人 アドバンス	障害福祉サービス事業所スィー	南都留郡富士河口湖町勝山二九八番	生活介護	知的障害者

社会福祉法人 アドバンス	障害福祉サービ ス事業所スー トベリークア T Y A M A	地 地	就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
-----------------	--	--------	--------------	---------------------------

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横内 正明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	施設入所支援	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	短期入所	身体障害者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	生活介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	自立訓練（機 能訓練）	身体障害者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	自立訓練（生 活訓練）	知的障害者・ 精神障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項に基づき、次の者を指定相談支援事業者として指定した。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横内 正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 くにみ会	峡南圏域相談支 援センター	西八代郡市川三郷 町岩間四三八番地	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 美咲会	美咲園	笛吹市八代町北一 七五番地一	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 深敬園	かじか なんて も相談室	南巨摩郡身延町身 延三六三七番地	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 富士吉田市社 会福祉協議会	富士吉田市社会 福祉協議会障害 者相談支援事業 所	富士吉田市下吉田 一九〇番地一	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 ひとふさの葡 萄	ソテリア	中央市山ノ神一五 二二の八三番地	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
株式会社やさ しい手甲府	やさしい手甲府 富士見事業所	甲府市富士見一丁 目三番二五号町田 ビル二階	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者

社会福祉法人 山梨太陽の家	あずま太陽の家 相談支援センタ	甲府市羽黒町二二 七二番地一	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者
社会福祉法人 愛寿会	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒 間二七番地四	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 障害児・精神 障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、  
 次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があつ  
 た。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人聖ヨ ハネ会	グループホーム河口 湖聖ヨハネ第一ケア ービレッジ	南都留郡富士河口湖 町小立二四八七番地	共同生活援助
社会福祉法人聖ヨ ハネ会	グループホーム河口 湖聖ヨハネ第二ケア ービレッジ	南都留郡富士河口湖 町小立二四八七番地	共同生活援助
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会竜王居宅介護事業 所	甲斐市西八幡三〇一 八番地一	居宅介護・重度訪 問介護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会竜王居宅介護事業 所	甲斐市西八幡三〇一 八番地一	居宅介護・重度訪 問介護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会竜王居宅介護事業 所	甲斐市西八幡三〇一 八番地一	行動援護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会竜王居宅介護事業 所	甲斐市西八幡三〇一 八番地一	行動援護

市社会福祉協議会	会敷島居宅介護事業 所	三番地	問介護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会敷島居宅介護事業 所	甲斐市島上条三二六 三番地	行動援護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会双葉居宅介護事業 所	甲斐市龍地六五三六 番地一	居宅介護・重度訪 問介護
社会福祉法人甲斐 市社会福祉協議会	甲斐市社会福祉協議 会双葉居宅介護事業 所	甲斐市龍地六五三六 番地一	行動援護
株式会社コムスン	株式会社コムスン   崎富士見ケアセンタ	藤崎市富士見三丁目 一一番地九号清水貸 事務所	居宅介護・重度訪 問介護
株式会社コムスン	株式会社コムスン   崎富士見ケアセンタ	藤崎市富士見三丁目 一一番地九号清水貸 事務所	行動援護

● 平成十九年度製菓衛生師試験の実施  
 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成十九  
 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。  
 平成十九年九月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時  
平成十九年十一月二十日（火）午前九時から正午まで
- 二 試験場所  
甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室（舞鶴城公園内）
- 三 試験科目
  - 1 衛生法規
  - 2 公衆衛生学

- 3 食品学
  - 4 食品衛生学
  - 5 栄養学
  - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
- 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
  - 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
  - 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの
- 五 受験願書の提出方法
- 住所地在を所管する保健所に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。
- 六 受験願書の受付期間
- 平成十九年十月一日（月）から同月五日（金）までの毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月五日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 提出書類
- 1 受験願書
  - 2 履歴書
  - 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証明する書類
  - 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
  - 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年六月二十七日厚生省告示第二百七十号）により

試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成十九年十一月三十日（金）正午に県庁東側及び県内各保健所の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四九〇）に問い合わせること。

● 平成十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十九年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一一・六二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七六・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一八八・〇一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇〇・二一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七六八・八二ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四三・九六ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一、一五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一六二・四五ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六四・四八ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林  
多摩川上流土砂流出防備保安林  
相模川中流水源かん養保安林  
相模川中流土砂流出防備保安林  
相模川上流水源かん養保安林  
相模川上流土砂流出防備保安林

七三二・四三ヘクタール  
一六・五四ヘクタール  
一、一五二・八二ヘクタール  
一四七・四九ヘクタール  
一二二・七八ヘクタール  
一七二・三〇ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番